仕様書

1　件名　　いわき総合高等学校好間校舎閉校に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物収集運搬処理業務委託

2　契約期間　　契約日から令和９年３月３１日まで
（ただし収集運搬業務については発注者が指定する期間に実施すること）

3　収集場所　　福島県立いわき総合高等学校
好間校舎　福島県いわき市好間町上好間字上川原 25
本校舎　　福島県いわき市内郷内町駒谷 3 番地の 1

4　業務内容

（1）　本業務は、令和９年３月の好間校舎の閉校に伴い使用しなくなる廃棄物の収集運搬処分業務を行うものである。なお、廃棄物の分別撤去・搬出作業および業務全般のマネジメントについては発注者（以下、「甲」という。）が別途委託する委託業者（日本通運株式会社。以下、「マネジメント業者」という。）が実施する。本業務の履行に際しては、収集作業等で両者が情報共有し連携協力して業務に当たること。

（2）　受注者（以下、「乙」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）等、関連法令の規定に基づき業務を実施すること。また、本業務において、安全衛生及び周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮し、安全かつ円滑に実施すること。

（3）　乙が、前項の業務の過程において法令等に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

5　廃棄物の種類等

甲が収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量及び性状等は別紙廃棄予定物品リストのとおりとする。

（1）　産業廃棄物

廃棄物の種類別の予定数量は次のとおりとする。

廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
金属くず	４５０.９	㎥	キャビネット・ロッカー等
混合廃棄物	２５２.０	㎥	木と金属、ガラス、プラスチック等の複合物
廃プラスチック類	１７６.３	㎥	畳、ソファー、ごみ箱、雑貨類
ガラス及び陶磁器くず	１２.３	㎥	食器類、ガラス戸など

別紙廃棄予定物品リストに記載のもので特別管理産業廃棄物に該当するもの及び蛍光灯、乾電池は対象外とする。

（２） 一般家電

テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法対象となるものについては、乙にて物品を確認し、家電リサイクル券を用意すること。なお、リサイクル券に関する費用は本業務に含むものとする。

予定数量：テレビ２台　冷蔵庫４台　洗濯機１台　ルームエアコン１台

（３） 一般廃棄物

項目	予定数量	単位
可燃物	２４.０	㎥
木くず	３９.０	㎥

（４） その他

整地ローラー　３台

6　乙の要件

前項(１)に記載した廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。一般廃棄物収集運搬業の許可を取得していること。庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿(令和８・９年度分)の産業廃棄物収集運搬・処分業務に登録されている者であること。

7　乙の事業の範囲

乙は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許可証の写しを契約書に添付すること。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

8 委託業務の範囲等（産業廃棄物）

（１） 乙が、甲の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

（２） 収集運搬の日時

契約日から令和９年３月３１日

午前８時３０分から午後４時３０分までの間に収集場所から搬出すること。

9　情報の提供

（１） 甲は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、乙に提供する。

また、委託する産業廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

（２） 乙は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に甲に情報の追記を要求するものとする。

（３） 甲は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を乙に再提供しなければならない。

（４） 乙は、(3)の再提供を受ける方法について、別紙廃棄予定物品リストの備考欄に記載する。

（５） 乙は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

10　産業廃棄物管理票

（１） 乙は、廃掃法第１２条の３の各項の定めにより、運搬及び処分終了後、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）にて報告を行うこと。

（２） マニフェストは、甲から交付されたものを使用すること。

（３） 乙は、マニフェストの提出及び管理について、関係法令に基づき適正に行うこと

11　最終処分の確認

（１） 乙は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を契約書面に記載すること。

（２） 乙は、甲に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。甲は、乙と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

12　業務完了報告書の作成

乙は甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出する。ただし、産業廃棄物に限り業務終了報告書は、収集運搬業務についてはマニフェストＢ２票で、処分業務についてはマニフェストＤ・Ｅ票で代えることができる。

13　積替保管

乙は、許可されたものを除き、委託された産業廃棄物の運搬途中に積替え又は保管してはならない。

14　支払方法

甲は、マニフェストによる処分終了報告（マニフェストＤ・Ｅ票）及び業務完了報告書により廃棄物の収集運搬・処分の終了を確認した後に、乙が提出する請求書に基づき支払いを行う。

15　再委託の禁止

乙は、第９項(5)に基づく通知を行った場合であって、法令に定める基準に従い甲から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

16　契約の解除等

（１） 乙が法令に定める基準を満たさなくなったときは、甲はこの契約を解除することができる。

（2） 乙がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（3） 乙の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（4） 乙は、甲が第９項(1)、(2)及び(3)の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に廃棄物を引き渡してはならない。

（5） 契約期間内において廃棄物の排出量が第５項に記載した予定数量に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で甲はこの契約を打ち切るものとする。

また、廃棄物の排出量が予定数量に達しない場合であっても、第２項の期間の満了をもってこの契約は終了する。

17　秘密保持

乙は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

18　疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と乙が協議して決定するものとする。